

みなとリサイクル清掃事務所

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の一部改正に伴い、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「条例」という。）の一部を改正します。

1 改正理由

令和元年6月14日に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」において、187の法律を対象に、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に、資格、職種、業務等から一律に排除する欠格条項の見直しが行われました。

これに伴い、法において、一般廃棄物処理業の欠格条項から成年被後見人等の規定が削除され、新たに個別審査規定が整備されることから、条例の一部を改正します。

2 改正内容

法第7条第5項第4号が下表のとおり改正（令和元年12月14日施行予定）されることに伴い、一般廃棄物処理業の許可要件を規定する条例第59条第3項第4号で引用している条項番号を変更します。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| (一般廃棄物処理業) 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u> ロ ハ ニ | (一般廃棄物処理業) 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。 イ <u>心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの</u> ロ <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> ハ ニ ル |

3 施行期日

令和元年12月14日

港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例新旧対照表

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(前略)</p> <p>(業の許可)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第五項第四号イからㄗまでのいずれかに該当する者</p> <p>ロ へ (略)</p> <p>4 5 8 (略)</p> <p>(後略)</p> | <p>(前略)</p> <p>(業の許可)</p> <p>第五十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 区長は、前二項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前二項の許可をしてはならない。</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 申請者(申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。)が次のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法第七条第五項第四号イからㄗまでのいずれかに該当する者</p> <p>ロ へ (略)</p> <p>4 5 8 (略)</p> <p>(後略)</p> |
| 付則 | |

- | | |
|---|--|
| <p>1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五十九条第三項（第六十条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に行う許可（改正後の条例第五十九条第一項若しくは第二項の許可又は改正後の条例第六十条第一項の変更の許可をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に行った許可については、なお従前の例による。</p> | |
|---|--|